

太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

## 条例第 15 号

### 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太子町国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「100 分の 7.25」を「100 分の 7.36」に改める。

第 4 条中「29,600 円」を「30,900 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「20,400 円」を「20,800 円」に改め、同条第 2 号中「10,200 円」を「10,400 円」に改め、同条第 3 号中「15,300 円」を「15,600 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.70」を「100 分の 2.85」に改める。

第 7 条中「10,800 円」を「11,800 円」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「7,600 円」を「8,000 円」に改め、同条第 2 号中「3,800 円」を「4,000 円」に改め、同条第 3 号中「5,700 円」を「6,000 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 2.95」を「100 分の 2.89」に改める。

第 9 条中「12,700 円」を「13,300 円」に改める。

第 9 条の 2 中「6,500 円」を「6,700 円」に改める。

第 21 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 1 号ア中「20,720 円」を「21,630 円」に改め、同号イ(7)中「14,280 円」を「14,560 円」に改め、同号イ(4)中「7,140 円」を「7,280 円」に改め、同号イ(5)中「10,710 円」を「10,920 円」に改め、同号ウ中「7,560 円」を「8,260 円」に改め、同号エ(7)中「5,320 円」を「5,600 円」に改め、同号エ(4)中「2,660 円」を「2,800 円」に改め、同号エ(5)中「3,990 円」を「4,200 円」に改め、同号オ中「8,890 円」を「9,310 円」に改め、同号カ中「4,550 円」を「4,690 円」に改め、同項第 2 号中「29 万円 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同号ア中「14,800 円」を「15,450 円」に改め、同号イ(7)中「10,200 円」を「10,400 円」に改め、同号イ(4)中「5,100 円」を「5,200 円」に改め、同号イ(5)中「7,650 円」を「7,800 円」

に改め、同号ウ中「5,400円」を「5,900円」に改め、同号エ(7)中「3,800円」を「4,000円」に改め、同号エ(4)中「1,900円」を「2,000円」に改め、同号エ(6)中「2,850円」を「3,000円」に改め、同号オ中「6,350円」を「6,650円」に改め、同号カ中「3,250円」を「3,350円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同号ア中「5,920円」を「6,180円」に改め、同号イ(7)中「4,080円」を「4,160円」に改め、同号イ(4)中「2,040円」を「2,080円」に改め、同号イ(6)中「3,060円」を「3,120円」に改め、同号ウ中「2,160円」を「2,360円」に改め、同号エ(7)中「1,520円」を「1,600円」に改め、同号エ(4)中「760円」を「800円」に改め、同号エ(6)中「1,140円」を「1,200円」に改め、同号オ中「2,540円」を「2,660円」に改め、同号カ中「1,300円」を「1,340円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,440円」を「4,635円」に改め、同号イ中「7,400円」を「7,725円」に改め、同号ウ中「11,840円」を「12,360円」に改め、同号エ中「14,800円」を「15,450円」に改め、同項第2号ア中「1,620円」を「1,770円」に改め、同号イ中「2,700円」を「2,950円」に改め、同号ウ中「4,320円」を「4,720円」に改め、同号エ中「5,400円」を「5,900円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、同条第3項及び第21条第1項の改正規定（「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改める部分に限る。）については、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の太子町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。